

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

旧和中散本舗・大角氏庭園を将来にわたり確実に継承するための基本理念を、以下に定める。

基本理念

近世東海道の街道文化を今に伝える旧和中散本舗・大角氏庭園の価値を広く発信し、その本質的価値が失われないように保存するとともに、地域への愛着を育む歴史文化資産として東海道沿いの諸施設と連携しながら幅広く活用することにより、継続的な保存・継承を実現していく。

旧和中散本舗・大角氏庭園は、江戸時代に東海道沿いに建てられた商家であり、製菓業を商いながら小休本陣としての役割も担っていた。東海道に面した店構えの建物に加え木製の大きな製菓機や什器が残り、江戸時代の商いの実態を今に伝えるとともに、小休本陣として客人をもてなす為の豪華な造作、客間から臨む庭園の景観が継承されている。また、隠居所や馬繋ぎなど、『東海道名所図会』さながらの一連の屋敷構えが残された、史跡・名勝である。

これらは昭和初期まで代々大角氏の手によって商いが続けられてきたことにより、往時の姿が所有者の手によって良好に守られ継承されてきたものである。今後もこの史跡・名勝を残すため、建造物や庭園の保護を図るとともに、歴史文化資産として旧和中散本舗・大角氏庭園を将来へ継承していく。

第2節 基本方針

旧和中散本舗・大角氏庭園の持つ価値を将来にわたり確実に継承していくために、保存及び活用の基本となる考え方を以下に定める。

保存管理

旧和中散本舗・大角氏庭園の価値を保存し、後世へ確実に継承していくために、市、所有者及び地域団体が協力しながら、恒常的な維持管理を適切に行う。

活用

旧和中散本舗・大角氏庭園の一連の屋敷構えや外観を活かし、東海道沿道の歴史的景観を通して地域資源と連携して東海道全体の魅力を高め活性化を図る。公開活用については居住機能を維持しつつ、市や所有者、地域団体が連携して行う。また、地域住民や国内外の多様な来訪者に本史跡・名勝の本質的価値と東海道に興味を持って貰えるように発信していく。

調査

古文書や什器など、未調査、未整理の文化財が多くあるため、関係団体と協力して価値を明らかにし、史跡・名勝の魅力を深めていく。

整備

旧和中散本舗・大角氏庭園の本質的価値を構成する要素を保存するための整備を行うとともに、往時の景観や歴史的変遷等の本質的価値への理解を補い、価値を顕在化し活用につながる整備を行う。公開や見学者の安全性の確保、利便性の向上などの環境を整えるための整備や、保存管理に必要な管理施設等の整備、公開活用に必要な施設の整備も検討していく。

運営・体制

旧和中散本舗・大角氏庭園の保存管理、活用、整備を効果的かつ確実に進められるよう、所有者と栗東市における管理体制の充実を図るとともに、学術経験者や調査研究機関、行政機関、活用に関わる外部機関等との協力・連携体制を整える。さらに、栗東市の重要な文化財として、将来的に市が管理していくなど運営体制のあり方を検討していく。

第6章 保存管理

第1節 保存管理の現状

第1項 維持管理の現状

現在、指定地内の私有地にはそれぞれの所有者が居住している為、日常的な点検は所有者によって行き届いているが、建造物は老朽化や経年変化により対応の必要な箇所が多くなっており、指定地内で毀損が見られた場合には、所有者より栗東市へ連絡をし、相談をしながら必要な手続きをして対応している。

庭園は所有者による日々の手入れの他、造園業者に定期的な保守管理を依頼し、消毒や剪定などを行っている。造園業者による庭園の手入れは年2回程で、サツキの花後に1回、10月～11月頃に2、3日かけて剪定など含めた全体の手入れを行っている。その他、樹木の消毒を年間4～5回行っており、所有者と造園業者の間で相互に相談しやすい関係性が整っている。また、特別公開の前には有償ボランティアによる草引きを依頼し庭園を整えている。

名勝指定範囲の旧葉山川堤防部分は栗東市所有のため、市が管理しておりシルバー人材派遣や地元自治会に委託して環境整備を行っている。

第2項 防災・防犯の現状

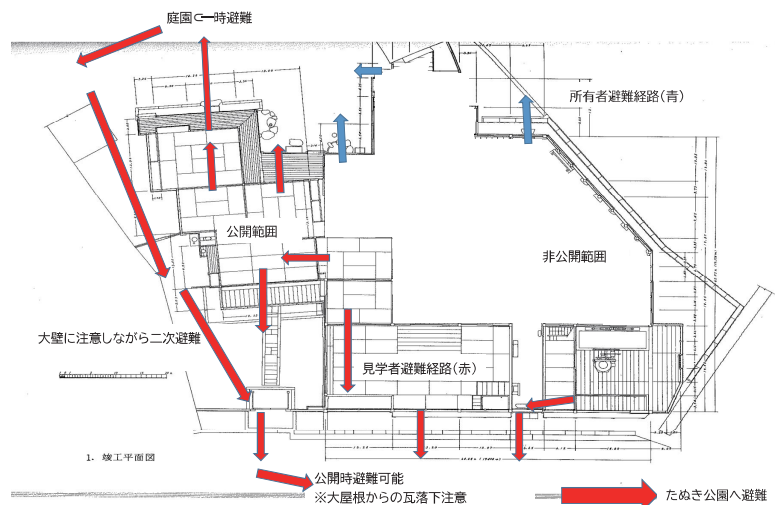
(1) 防災対策の現状

栗東市では、過去に台風や局地的な豪雨による水害、土砂災害、地震などの災害で文化財が被害を受けている。指定地でも旧葉山川が天井川であったため、過去には川の氾濫による水害が多くあったが、河川整備により旧葉山川が廃川となったため水害の恐れは減少した。現在は、栗東市の想定する洪水浸水想定区域及び土砂災害区域からともに外れている。

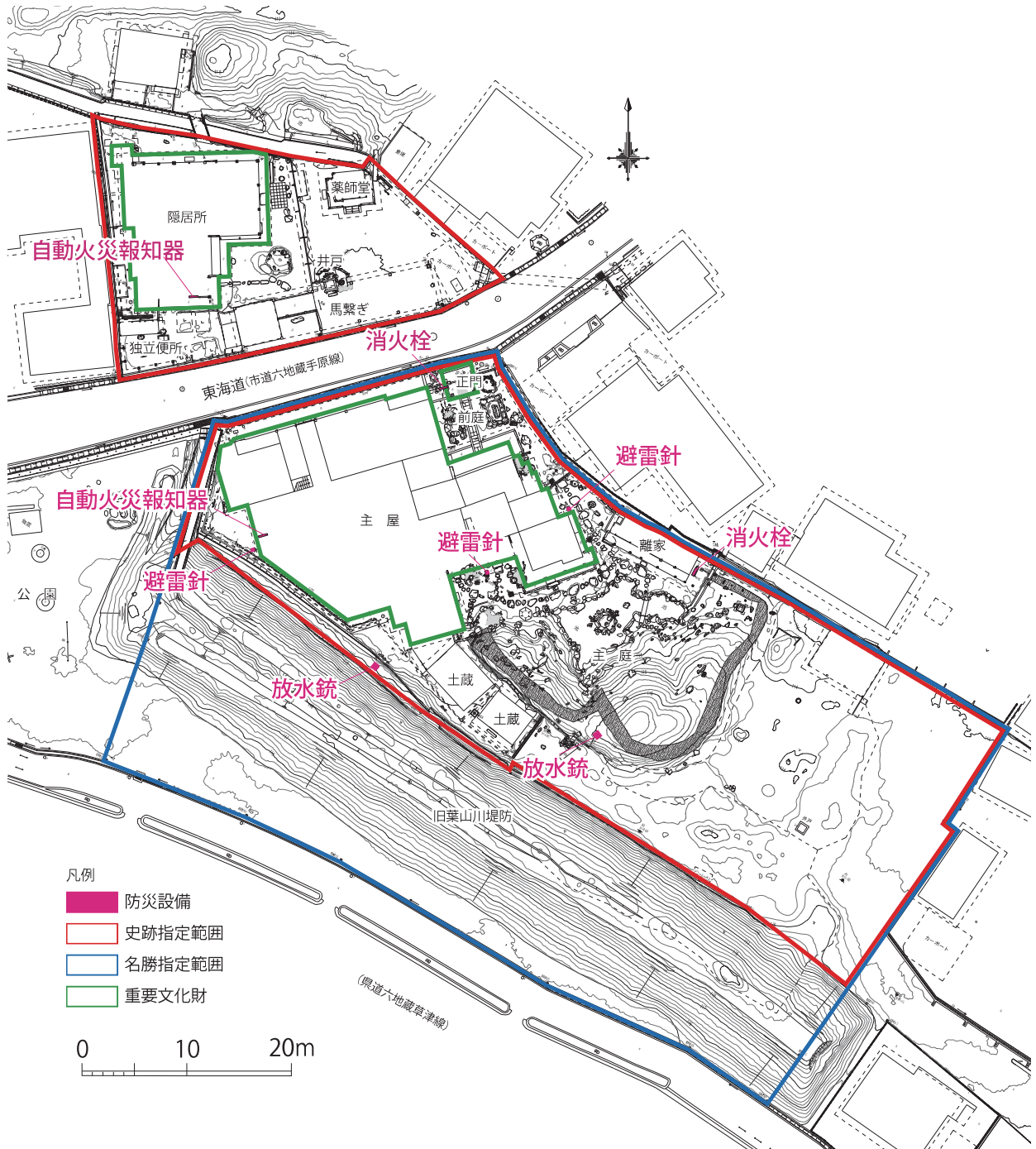
地震に関しては、重要文化財をはじめ、その他にも木造建造物が多数あり、被害が予想される。特に、屋根は劣化が進んでおり、屋根瓦の落下の恐れがあり、耐震調査を進め大規模な修理がある場合には耐震工事を合わせて検討する必要がある。

建造物においては、火災による被害も想定される。本史跡・名勝内の建造物には自動火災報知機を設置し、定期的な点検も行われている。図6-2の通り、主庭には放水銃が2基、消火栓が2ヶ所、消火器も各所に配備しており、さらに落雷による火災や破損を防ぐために避雷針を3基設置している。隠居所地区には消火栓の設置がないため、災害時には正門横の消火栓からホースを延ばし消火にあたる。

また、公開活用を行っている主屋内には避難経路を設けており、災害時に来訪者が避難できるように屋内に掲示し周知している。



[図 6-1] 避難経路図



[図 6-2] 主な防災設備配置図 (1 : 600)



[写真 6-1] 放水銃



[写真 6-2] 消火栓 (正門横)



[写真 6-3] 自動火災報知機 (主屋)

(2) 防犯対策の現状

隠居所地区の薬師堂は馬繋ぎの奥にあり、門や塀、囲い柵などは設置されていない。主屋地区は建物が道路に面しているため、建物自体が敷地境界の壁となるが、東海道沿いの主屋店舗部分は間口が広いため、開口部を全開にすると注意が必要である。前庭地区の正門の袖壁と築地塀の上は侵入防止の鉄製の忍び返しを設置され厳重な構えとなっている。その他、主庭周囲の境界は密度の高い植栽となっており、その外周は竹林の竹を用いて侵入防止柵としている。



〔写真 6-4〕 正門袖壁の忍び返し

(3) 管理施設の現状

背景林地区にあたる名勝庭園後背地の平場はヤダケが繁殖しているが、「六地藏御小休所聖蹟調査書』『里内文庫資料』（近代、栗東歴史民俗博物館蔵）では、小屋（物置小屋）が三方を囲うように建てられており、それらの建造物と裏門で境界としていたと推測されるが、現在は失われている。東角の物置小屋はかろうじて壁の一部が残っているが、倒壊寸前で危険な状態となっている。但し、この物置小屋の壁を取り壊すと境界に工作物が何もない状態となる。



〔写真 6-5〕 背景林地区の物置小屋の壁

また、前面道路の東海道は大角家北東端でカーブしており、スピードを出している車が、カーブに気づかずに大角家主屋へ直進するなど危険が多いため、カーブミラーと車止めが設置されている。



〔写真 6-6〕 東海道のカーブミラーと車止め

第2節 保存管理の課題

主屋は昭和45年、隠居所は昭和47年に大規模な半解体修理を行い、建造物と庭が維持されてきた。重要文化財としての建造物修理からも四半世紀が過ぎ、建造物には再び修理の必要な箇所がある。以下に保存管理の課題を整理する。

第1項 本質的価値を構成する要素の課題

(1) 主屋地区

- ・主屋屋根裏に動物の侵入がある。

(2) 前庭地区

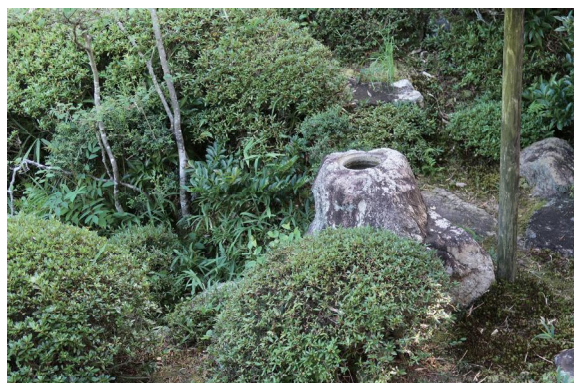
- ・表土のやせや流出、浸食がみられる。また、害獣による被害がある。
- ・植栽では景観木が経年変化で老木化しており、樹形の維持が困難になってきている。
- ・実生木の侵入やゼニゴケの侵食が多く見られる。



[写真 6-7] 表土の流出

(3) 主庭地区

- ・経年変化で飛石の不陸や、表土の浸食、地被類の生育不良が生じている。
- ・園池周りの護岸石や景石を適切に保存していくために、傾倒や護岸背面の状態を把握する必要がある。
- ・手水鉢まわりの玉石が減っている。
- ・景観木が老木化や樹勢の低下がみられ、樹形の維持が困難になってきている。また、消失した景観木がある一方、低木は成長し護岸石組などを一部隠している。
- ・実生木やササの侵入が多く見られる。



[写真 6-8] ササの侵入

(4) 背景林地区

- ・実生木の成長やヤダケの繁茂で密生している箇所や枝や落葉が建造物に影響を及ぼしている箇所がある。
- ・境界付近は目隠しや侵入防止の役割もある為、状況に応じた手入れが必要となっている。



[写真 6-9] 玉石の減少

(5) 隠居所地区

- ・地盤の沈下がみられ、陥没や建造物への影響がある。
- ・石積の間に樹根が入り込んでいる。
- ・過成長した樹木がある。



[写真 6-10] 薬師堂裏の陥没

第2項 防災・防犯・管理施設の課題

(1) 防災・防犯施設

- ・指定地内には、自動火災報知設備や放水銃等の消火設備、避雷針が備えられており、定期的な点検や交換が必要である。
- ・薬師堂の本尊は平成17年（2005）に盗難被害があったため、対策が課題となっている。

(2) 管理施設

- ・敷地境界の塀や柵がない部分があり、背景林地区南東は密生した植栽によって境界柵としている。
- ・背景林地区にある小屋（物置小屋）跡は、大部分が崩れかけており、壁が倒れないよう仮設の支柱を付け支えている状態となっている。

第3項 地区区分外の課題

- ・前面道路の東海道は大角家北東端でカーブする為、道を外れて建物へ向かってくる車両が多数見られる。



[写真 6-11] 脱輪した通行車両

第3節 保存管理の方針

第1項 保存管理の基本方針

史跡及び庭園の本質的価値を構成する要素を将来にわたり適切に保存するため、次のように保存管理の方向性を定める。

- ・江戸時代に造られた商家と小休本陣が一体となった屋敷構えを今に伝える地割や建造物等の構成要素を、一体の空間のなかで保存管理していく。
- ・道中薬として人気を博した和中断の製造販売の生業の姿を、街道に面した店舗の建具や残された機械や道具とともに保存管理していく。
- ・小休本陣の接遇の庭としてつくられた大角氏庭園と、その視点場となる上段の間や小座敷及び離家、庭を取り囲む築山や土蔵、旧堤防など、価値に基づいた空間性となるよう保存管理していく。
- ・東海道に面した大型の商家住宅の重厚さと小休本陣としての格式の高い造作を保ち、その文化的背景とともに保存していく。

第2項 各地区の保存管理方針

(1) 主屋地区

重要文化財である大角家住宅の主屋部分を中心に、貞享から元禄初年の創建から現在に至るまで大きな変化なく継承されてきているため今後も建造物及び内部の設備や建具も含め適切に保存していく。製薬機に関しては動態保存を視野に入れて修理を検討する。また、主屋室内は現在の公開の主な見学範囲であるため、見学者を意識した防災・防犯対策を図り、適切に維持していく。建造物の土蔵は、庭園景観の一部としても重要であるため、調和するよう管理を行う。室内の障壁画についても適切に保存されるよう検討していく。

(2) 前庭地区

前庭地区は重要文化財である正門から大名らを迎え入れた式台玄関へ続く本陣部分の導入であるため、風格が保たれた空間であるよう適切な保存管理を行う。

(3) 主庭地区

主庭地区は、主屋からみる名勝庭園の中心的な地区であり、公開においても主要なエリアとなっている。上段の間や小座敷からの庭園景観が保たれるよう管理を行う。また、建造物の離家は庭園景観の一部を担っている為、庭と一体となり調和するよう適切に維持する。

(4) 背景林地区

旧葉山川堤防東側斜面は、主屋から眺める主庭の景の背景林となっているため、庭園景観が損なわれないよう管理を行う。また、侵入防止の境界としての役割を維持していく。平場は庭園の緩衝地として管理を行う。

(5) 隠居所地区

重要文化財である隠居所や、和中断の商いに関連する建造物や街道沿いならではの建造物が並んでいる。主屋地区や前庭地区、主庭地区の建造物と合わせた一連の屋敷構えが揃っていることが重要であるため、適切に保存管理を行い維持していく。また、防災・防犯対策にも留意し、管理を行う。

第4節 保存管理の方法

保存管理の方向性に基づく、各地区及び構成要素の保存管理の方法を以下に示す。

第1項 主屋地区

主屋地区における整備の方法を下記に示す。

[表 6-1] 主屋地区の保存管理方法

分類	構成要素	保存管理方法
地割	主屋前犬走	<ul style="list-style-type: none"> 劣化や傷みが生じた場合は補修や修繕を行い、現在の意匠を維持していく。
石組	石積	<ul style="list-style-type: none"> 孕みや不陸が生じた場合は速やかに修理し、支障根や実生木は必要に応じ除去する。 表土の流亡や崩れがあった場合は、堆積土などを除去し、適切に対処する。
建造物	主屋（重要文化財）	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な点検を行い、建造物に劣化や破損などの傷みが見られた場合には、適宜保存のための修理を行う。 台風や地震などの自然災害が発生した場合には、適宜、点検確認を行い、異常があった場合には速やかに関係者と連絡と協議を行い、適正に対処する。 襖絵や建具、その他保管文化財は保全に務めるとともに、カビや虫害の発生などが見られる場合には、必要な処置や修理を行う。
	土塀 土蔵（文庫蔵） 土蔵（米蔵）	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、劣化や破損等が確認された場合は適宜修理を行う。 変遷や破損状況、保存環境の調査等を実施し、調査結果に基づく保存処置や修理方針を検討する。 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。

第2項 前庭地区

前庭地区における整備の方法を下記に示す。

[表 6-2] 前庭地区の保存管理方法

分類	構成要素	保存管理方法
地割	石畳	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、劣化や破損等の早期把握に務め、適切に保存処置を行う。
石組	石組（西・東）	<ul style="list-style-type: none"> 傾倒や毀損等の状態を把握し、石組の保存環境に影響を与える幹枝や実生木は、庭園の景観に影響のない範囲で除去する。
植栽	前栽	<ul style="list-style-type: none"> 景観との調和を保ち、剪定や伐採、枯損木の植替え、補植等を行う。 危険木や支障木、実生木は除伐や剪定等を実施する。 樹勢低下時は、薬剤散布等の病虫害防除や生育環境改善、樹勢回復処置をする。
構造物	石碑 手水鉢	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、傾倒や毀損等が確認された場合は修理を行う。 石材の風化や表面の劣化等、傷み等の状態を把握するために、定期的に観察し、必要に応じて石質に合った保存処置を行う。
建造物	正門（重要文化財）	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な点検を行い、建造物に劣化や破損などの傷みが見られた場合には、適宜保存のための修理を行う。 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。
	築地塀（東） 中門	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、劣化や破損等が確認された場合は適宜修理を行う。修理の際は変遷や破損状況、保存環境の調査等を実施し、調査結果に基づく保存処置や修理方針を検討する。 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。

第3項 主庭地区

主庭地区における整備の方法を下記に示す。

[表 6-3] 主庭地区の保存管理方法

分類	構成要素	概要
地割	築山中島（亀島）	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に確認し、表土の浸食、堆積、不陸等が見られる箇所は、影響範囲が狭いうちに、適切に堆積土の除去や不陸整正等を行う。
石組	池護岸、滝石組、景石、飛石、白玉石敷	<ul style="list-style-type: none"> 傾倒や毀損等の状態を把握し、石組の保存環境に影響を与える幹枝や実生木は、庭園の景観に影響のない範囲で除去する。 石材の風化や表面の劣化等、傷み等の状態を把握するために、定期的に観察し、必要に応じて石質に合った保存処置を行う。
水系	池泉排水路	<ul style="list-style-type: none"> 園池の水質や水量を安定的に確保できるよう、護岸の点検や給排水路の定期的な清掃を行い、維持管理する。 園池の底に一定以上の土砂が堆積した場合は浚渫する。
植栽	主景観木	<ul style="list-style-type: none"> 景観木は景観との調和を保ち、剪定や伐採、枯損木の植替え、補植等を行う。 危険木や支障木、実生木は除伐や剪定等を実施する。 樹勢低下時は、薬剤散布等の病虫害防除や生育環境改善、樹勢回復の処置をする。
構造物	切石反橋、三重宝篋印塔、大振り鉢型手水鉢、細型棗手水鉢、手水鉢 1、2、石燈籠 1～4	<ul style="list-style-type: none"> 石材の風化や表面の劣化等、傷み等の状態を把握するために、定期的に観察し、必要に応じて石質に合った保存処置を行う。 滝石組や護岸石、燈籠などの点景物は傾倒や崩落に注意する。
建造物	離家築地塀（北）裏木戸	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、劣化や破損等が確認された場合は適宜修理を行う。修理の際は、変遷や破損状況、保存環境の調査等を実施し、調査結果に基づく保存処置や修理方針を検討する。 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。

第4項 背景林地区

背景林地区における整備の方法を下記に示す。

[表 6-4] 背景林地区の保存管理方法

分類	構成要素	保存管理方法
地割	平場	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、陥没や堆積土等が確認された場合は不陸整正など適宜修理を行う。
	旧葉山川堤防	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に点検を行い、堤防の表土の流亡、崩れ等が確認された場合は適宜修理を行う。
植栽	境界植栽	<ul style="list-style-type: none"> 危険木や支障木、実生木は除伐や剪定等を実施する。

第5項 隠居所地区

隠居所地区における整備の方法を下記に示す。

[表 6-5] 隠居所地区の保存管理方法

分類	構成要素	保存管理方法
地割	平場	・ 建造物の基礎に影響する地盤の沈下、空洞化は、建造物の毀損に繋がるため適切に対処する。
石組	石積 石組 景石	・ 日常的に点検し、孕みや傾倒、不陸が生じた場合は速やかに修理し、支障根や実生木は必要に応じ除去する。
構造物	井戸	・ 日常的な点検や観察を行い、劣化や風化、傾倒、破損等の傷みが見られる場合には、保存のための部分的な修理や更新、改修を行う。
建造物	隠居所（重要文化財）	・ 日常的な点検を行い、建造物に劣化や破損などの傷みが見られた場合には、適宜保存のための修理を行う。 ・ 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。
	薬師堂 馬繋ぎ 独立便所 築地塀（南西・中央）	・ 日常的に点検を行い、劣化や破損等が確認された場合は適宜修理を行う。 ・ 変遷や破損状況、保存環境の調査等を実施し、調査結果に基づく保存処置や修理方針を検討する。 ・ 自然災害発生時には点検し、異常があった場合には速やかに関係者と協議を行い、適切に対処する。

第6項 管理に必要な要素

(1) 防災・防犯施設

- ・ 機能や老朽化等の状態を把握し、施設の管理や修理、改修、更新を行う。また、施設が不足している箇所には適切な設置をする。
- ・ 施設の改修や更新が必要な場合は、本質的価値の保存を前提として、文化財や、風致景観に影響のない範囲において実施する。

(2) 管理施設

- ・ 施設の破損等の早期把握に努め、必要に応じ修理する。風水害や地震等の際は、被害の状況把握に努める。今後の活用方針に伴い施設が必要となる場合は、指定地の歴史的経緯や変遷状況、景観を考慮して影響のない範囲において追加する。
- ・ 背景林地区の植栽管理の際に、侵入防止にも留意して間引きや剪定を行う。
- ・ 背景林地区にある物置小屋の壁は、倒壊の危険があり安全面から撤去する。ただし、境界部に建てられており境界壁を兼ねている為、撤去する場合は囲柵を設けるなどの対応が必要となる。

(3) その他

- ・ 前面道路の東海道は重要文化財の主屋の保護はもとより、通行者の安全性を考え事故防止の対策を取る必要がある。

第5節 現状変更等の取扱

指定地で「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（文化財保護法第125条、以下、「現状変更等」という）をする場合、文化財保護法の規定で文化庁長官の許可を得る必要がある。

本節では、現状変更等の取扱方針と留意事項を定め、現状変更等に係る許可申請事務の申請区分を整理する。

第1項 現状変更等の取扱方針

指定地内では、史跡及び名勝の本質的価値の保存を前提として、保存管理及び活用を目的とした発掘等の調査・維持管理・修理・整備や防災上必要な整備、活用に必要な行為に伴う現状変更等以外は原則として行わないこととする。

第2項 現状変更等の取扱における留意事項

指定地での現状変更等の取扱は、申請者が栗東市教育委員会や滋賀県文化財保護課と協議を行うものとする。必要に応じ文化庁との協議や学識経験者等の指導・助言を受けるものとする。また、以下の点を留意して許可申請事務を行う。

【現状変更等の取扱における留意事項】

- ・現状変更等は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- ・土地の掘削等の地形改変を伴う場合は、事前に発掘調査を実施し、地下遺構を確認する。
- ・現状変更等は、風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ・現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。
- ・現状変更等の申請手続きを行った場合は、完了後すみやかに文化庁長官へ届出を行う。
- ・現状変更等は、本質的価値を損なわないものに限る。

第3項 現状変更等の取扱基準

史跡和中散本舗・名勝大角氏庭園で想定される現状変更等の許可が必要となる行為の、取扱基準を定める。

(1) 保存管理及び整備、活用上必要な行為

保存管理及び整備、活用における現状変更等の行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、名勝庭園としての保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に則した利活用を目的としたものとする。

(2) 防災上必要な行為

指定地において、災害対策の整備を行う場合には、史跡等の保存に及ぼす影響や名勝庭園の風致景観を損なわないよう配慮し、人命及び建造物等の文化財を保護する必要最小限の範囲を基本とする。

第4項 現状変更等の申請区分

旧和中散本舗・大角氏庭園の保存管理方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱区分とともに整理した。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、所有者と栗東市教育委員会が協議を行い、必要に応じてさらに滋賀県、文化庁と協議を行うものとする。

[表 6-6] 想定される現状変更等の取扱

区分	内容		想定される行為の例
文化庁長官へ許可申請事務が必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条4項1号イ～チの規定に該当する行為を除く)		保存管理・活用、整備に係る行為 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく整備、それに伴う発掘調査 ・指定地内の未指定建造物及び構造物の修理 ・樹木の伐採及び補植 ・便益施設の新設 ・防災及び防火、防犯施設の設置・改修 ・建造物の用途変更及び改修、更新、除却、新設
栗東市へ許可申請事務が必要	文化財保護法施行令第5条4項1号イ～チの規定に該当する行為		想定される具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設受付、テント等の設置、増築又は改築(第5条4項1号イに該当) ・標識、説明板、境界標、柵等の設置又は改修(同ニに該当) ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝等の設置又は改修(同ホに該当) ・建築から50年を経過していない建築物等の除去(同ヘに該当) ・危険防止のために必要な木竹の伐採(同トに該当) など
許可申請不要	維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合(文化財保護法第125条第1項)	維持の措置の範囲 (史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)	史跡及び名勝が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡及び名勝をその指定当時の原状に復するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・極めて小規模な場合のみ 史跡及び名勝が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 【例】土砂崩れや浸水、建造物・構造物等の倒壊やそのおそれがある際に土嚢や支柱等の仮設物により周囲を押さえ、毀損の拡大を防止する行為等 史跡及び名勝の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
		非常災害のために必要な応急措置を執る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要な場合 ・地震、台風、火災等非常災害時の建造物・構造物等被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置 ・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置 ・被災者や見学者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等
	日常の維持管理行為		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為

第7章 活用

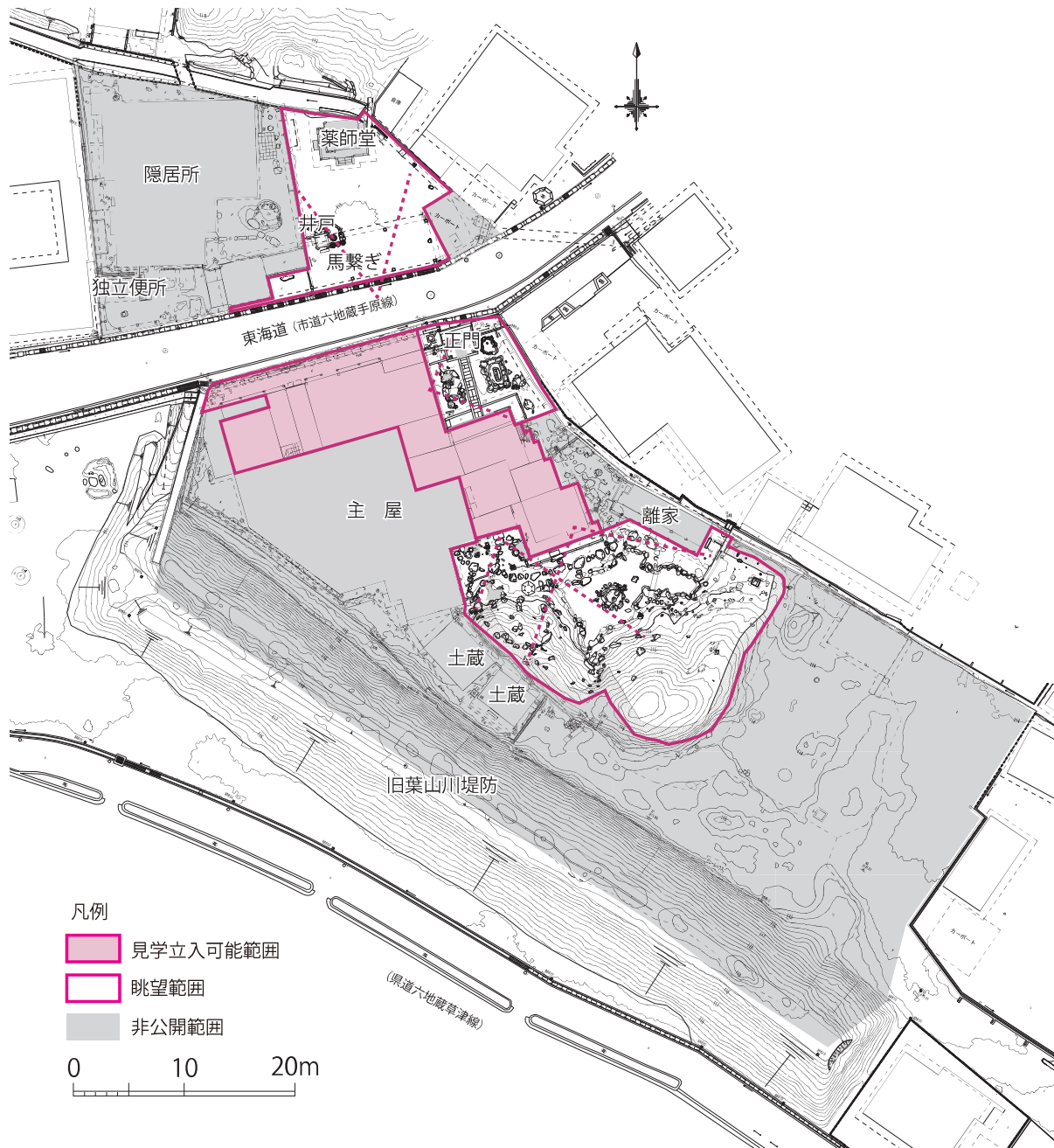
第1節 活用の現状

第1項 公開区域

(1) 公開区域

旧和中散本舗及び大角氏庭園では、主屋地区の店の間から本陣部分のみを公開している。主庭は室内からの鑑賞のみで、上段の間や小座敷から庭園の景色を楽しむことができる。主屋内の一部区域（土間や居住部分、土蔵や離家、背景林地区）は非公開としている。

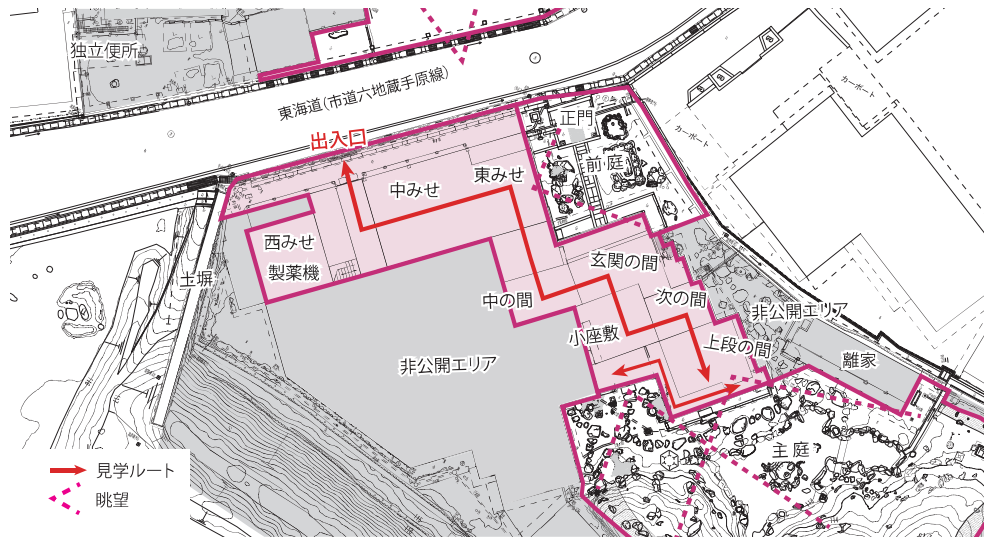
隠居所は一般の住宅として使用しているため立ち入りを認めていない（非公開）。東海道に面している正門や馬繋ぎ等は、通りから外観のみ見学することが可能である。



[図 7-1] 公開区域 (1 : 600)

(2) 公開動線

公開の出入口は店舗の土間入口であり、そこから靴を脱ぎ室内へ上がって、玄関の間を経由して上段の間へ向かう。室内には貴重な襖絵や軸などが置かれている為、必ず案内をつけ見学をする形を取っている。混雑で見学時に毀損が生じるのを防ぐため、特別公開時には人数を区切り、少人数（10人程度）で時間ごとに集合して案内をしている。



[図 7-2] 公開時の動線

第2項 公開状況

通常は予約制で見学を受入れており、その都度戸を開けて所有者が案内をし、見学者の対応をしている。旅行会社によるバスツアーの団体の予約が入る時もある。

また、開花期など季節の良い時期である5月と9月の土日や祝日に特別公開として予約無しで見学ができる期間を設けている。特別公開は栗東市観光協会との共催で行われ、案内は栗東市ボランティア観光ガイド協会（以下、ボランティアガイドという。）が担っている。

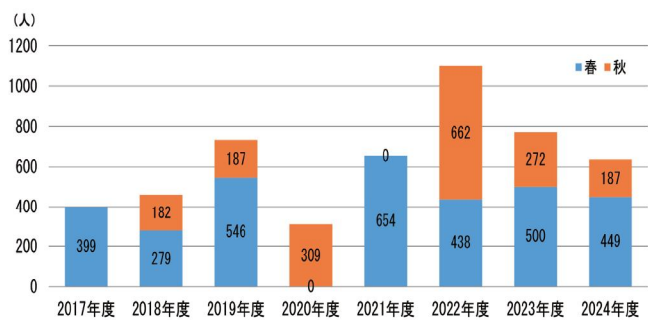


[図 7-3] 2024年の特別公開チラシ

[表 7-1] 特別公開 入場者数推移

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
春	399	279	546	-
秋		182	187	309
計	399	461	733	309
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
春	654	438	500	449
秋	-	662	272	187
計	654	1100	772	636

単位：(人)



* 2017年度のみ5月27日・28日、7月から11月まで月1回開催

[図 7-4] 特別公開 入場者数推移

第3項 交通アクセス

最寄りの公共交通機関としては、電車、バスがある。その他、自動車等が主要な交通手段である。

電車：手原駅から徒歩 25 分（東海道を徒歩）

バス：手原駅から「くりちゃんバス」8 分（葉山循環線、平日運行）

手原駅から「こんぜめぐりちゃんバス」7 分（季節運行、土日祝運行）

バス停「旧和中散本舗」下車徒歩 2 分

自動車：名神高速道路「栗東 I.C.」から 0.8km、

新名神高速道路「草津田上 I.C.」から 9.2km、

名神高速道路「信楽 I.C.」から 21.3km、

特別公開時は、大角家住宅駐車場（5 台程度）六地藏簡易郵便局隣臨時駐車場（6 台）、

コミュニティセンター葉山東向かい梅ノ木広場駐車場（30 台）を用意

第4項 活用に伴う施設

(1) 説明板

指定地内には、歴史や縁を解説する説明板を設置している。正門横に「国指定名勝 大角氏庭園」の説明板があり、隠居所の入口脇（馬繋ぎ内）に「重要文化財 大角家住宅隠居所」の説明板が建てられている。

(2) 標柱

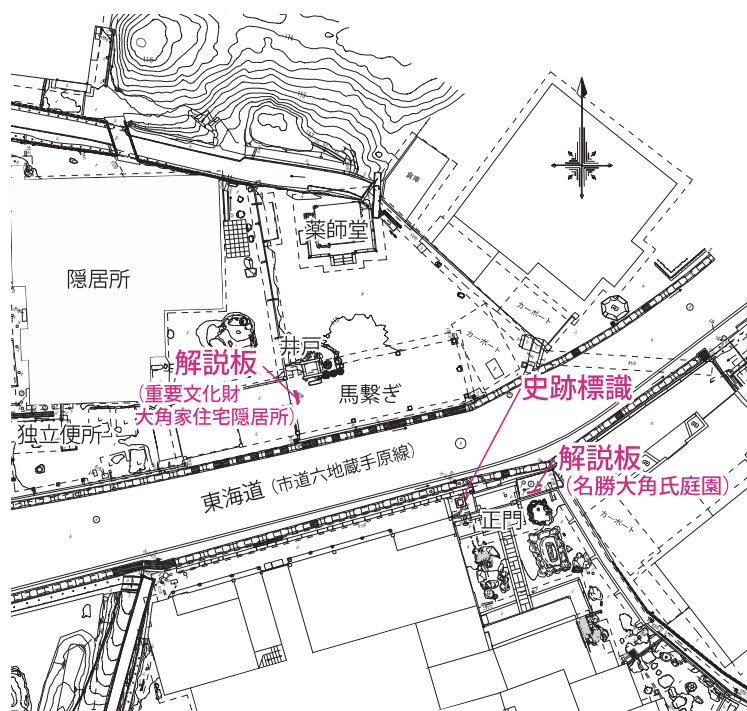
指定地内には、史跡の指定を示す石製標識を設置している。



[写真 7-1] 国指定名勝
大角氏庭園 説明板



[写真 7-2] 重要文化財
大角家住宅隠居所 説明板



[図 7-5] 説明板・標識 位置図



[写真 7-3] 史跡旧和中散本舗 標識

第5項 観光振興の取組

平成21～28年(2009～2016)には観光物産協会(現栗東市観光協会)が主催となり「梅ノ木立場あかりの演出」と題して、栗東市の景勝地として選定された「栗東八景」のPRと地域活性のためのイベントを開催していた。旧和中散本舗を中心とし、近隣の寺院も含めた地域の催しであった。日中は旧和中散本舗を予約なしで見学できるよう開場し、演奏会なども行われた。夕方には東海道沿いに並べた約500灯のあかりを灯し集客した。



[写真 7-4] 旧和中散本舗 バス停

また、平成24～26年(2012～2014)には、NPO法人街道をいかしたまちづくりの会が主催となり、毎週第1土曜日に定期開場を行っていた。

現在、特別公開は大角家と栗東市観光協会との共催で行われており、地域観光の資源として活用するためにボランティアガイドなど多くの方の協力を得て行われている。また、立場にちなみコーヒーを提供する「たてば珈琲」とのコラボレーションを行い、賑わいをみせている。

その他公開以外の催しとしては、平成22年(2010)に栗東市街道百年ファンクラブによるぜさいや看板作成の完成披露と景観座談会が行われた。一度盗難に遭い栗東歴史民俗博物館所蔵となったぜさいやの看板のレプリカを作り、再び軒先に掲げるというプロジェクトで、「千人針になぞらえて千人彫りで作ろう」を合言葉に、1078人の参加で2か月かけて完成した。

また、栗東市観光協会の取り組みとしては、地域の観光地のPRとして、栗東市の観光スポットをテーマ別に紹介し、旧和中散本舗を「歴史を感じる」カテゴリに分類している。周辺の歴史スポットとともに「栗東の東海道」の観光コースとして紹介し、「こんぜめぐりちゃんバス」という観光地周遊型バスの運行をしている。このバスは手原駅から金勝寺までを結んでおり、旧葉山川堤防横に設けられたバス停「旧和中散本舗」を通るため、貴重なアクセス手段となっている。



[写真 7-5] あかりのイベント、平成25年(2013)



[写真 7-6] たてば珈琲の出店

第2節 活用の課題

旧和中散本舗・大角氏庭園は、地域の歴史文化資産の中心的な存在である一方で、現在も個人が所有し、プライベート空間としても日常的に使用されている。公開の際に、プライベート空間でもあることへの配慮や理解が得られない事が多く、また、来訪者への対応やガイド業務なども所有者が担っており、負担が大きくなっている。来訪者が増えると、内装や、建具などに物理的な劣化や破損が生じるリスクも高くなるため、注意喚起や展示方法の検討も必要である。

今後、地域の観光資源としてさらなる活用が期待されるが、トイレや駐車場等の基本的な便益施設や、公共交通機関でのアクセス環境など、来訪者の利便性や快適な滞在環境の確保が求められる。また、耐震予備診断で速やかに基礎診断の実施及び改修が必要とされていること、指定地前の市道（東海道）の交通量が多く危険が伴うことなど、見学における安全性の確保も課題となっている。

第3節 活用の方針

旧和中散本舗・大角氏庭園は江戸時代の商家の景観がそのまま残る貴重な文化財として国の指定となっており、その屋敷構えや外観を活かし、第二期栗東市観光振興戦略と連携しながら東海道を軸とした地域の魅力向上をはかる。周辺の東海道沿道には大角家以外にも歴史的な建造物が多く残されているが、それらの建物を利用して集客の為の施設や役割を補い、東海道全体の魅力を高めて関心を集め、地域の活性化を図ることで、史跡・名勝の安定的な維持継承を目指す。

公開に関しては居住空間としての機能を維持しながら、史跡・名勝を多くの人に見ていただけるよう、栗東市のサポート体制を強化し、所有者及び関連団体の協力を得ながら進めていく。

第4節 活用の方法

旧和中散本舗・大角氏庭園が持つ価値や魅力を、この先も長く守り伝えていくために、保存だけでなく持続的な活用が不可欠である。そこで、「公益性」と「収益性」の両面から活用の取組を進める。

第1項 公益性：地域の課題解決と価値向上

(1) 価値の発信と文化財保護意識の向上

史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園をはじめとする地域の文化財保護についての理解を深めるために、より詳しい情報発信の機会を設けるなど、啓蒙活動を推進する。栗東歴史民俗博物館での常設・企画展示の充実や、歴史や文化をテーマにした講演会・シンポジウムの開催のほか、調査・研究成果の公開などを積極的に行う。

(2) 魅力発信

史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園が持つ価値や魅力を分かりやすく伝えるため、史跡・名勝の特性に配慮しつつ、これまでの調査成果を含め、様々な情報媒体と多言語による情報発信によって、普及・啓蒙活動を推進する。その魅力と保存の必要性について、広く伝えるために多分野にわたる文化活動の交流や発信の機会を設け、幅広い世代や国内外の関心が高められるように取り組む。具体例として



【写真 7-7】大角家でのワークショップ
令和2年（2020）

は、価値への理解を深めるためにこれまでの公開活動をさらに充実させ、定期開場の検討や、案内板・説明板の充実及びパンフレットの作成、AR や VR を用いた街道の光景復元などを検討していく。また、SNS などを利用した積極的な情報発信など興味を促す取組を図る。

(3) 学校教育や生涯学習、福祉施策での活用

地域の歴史や文化の理解を深める場として、学校教育や地域の生涯学習と連携した取り組みを推進し、旧和中散本舗・大角氏庭園をはじめとする地域の文化財保護への理解や関心を高めていく。学校と連携した歴史・文化学習プログラムや、生涯学習の場としての講座や体験活動の提供、地域の交流の場、また、福祉施策との連携などを推進し、地域への愛着を形成するとともに、地域住民への学習の場や居場所づくりに貢献する。

第2項 収益性：持続的な保存活用

(1) 地域との連携

東海道を軸とした地域全体の活性化を図り、栗東市の文化・観光資源として、市内外の歴史文化資産との連携強化や、周辺の歴史文化資産や関連文化財群としての魅力を高め、関連付けた活用や周辺施設への周遊性を向上させることで、安定的な利活用を目指していく。広域連携のイベント開催や周辺文化財を巡るパッケージツアーの実施、他の関連文化財との相互プロモーションによる価値向上・誘客促進を検討していく。

(2) 体験型活用

旧和中散本舗・大角氏庭園をより多くの人に知ってもらうため、多様な視点からの活用機会を創出し、地域の歴史文化資産としての魅力を引き出す事業を展開する。来訪者に深い体験価値を提供し、持続可能な収益にもつなげる。

具体例としては、歴史的建造物を活用したユニークベニュー（式典や企業イベント、スポーツ(ヨガなど)やアートイベントなど)や、映像作品やドラマのロケ地としての誘致、「人車製薬機」を活用した体験プログラムの他、高級志向の体験型ツアーの実施や飲食サービスの提供（地元食材を活かしたメニューなど）、オリジナルグッズや関連商品の制作、お土産の開発・販売などを検討していく。



[写真 7-8] 季節のイベントひな人形公開



[写真 7-9] 特別公開時の様子



[写真 7-10] ロケ地利用
昭和 60 年 (1985)



[写真 7-11] 製薬機の体験

第8章 調査

第1節 調査の現状

指定地内の重要文化財については主屋の半解体修理が昭和45年（1970）に、隠居所の半解体修理が昭和47年（1972）に完了している。この修理の際に『古来作事并諸覚帳』や「大角家系図」の文書調査が行われ、建立年代が絞り込まれた。また、解体による墨書の検出もあった。この修理工事における調査を受け、昭和57年（1982）に追加で『古来作事并諸覚帳』と隠居所の「古図」が附指定され、指定当初の昭和29年（1954）よりも詳細な説明が付けられた。また、主屋の修理に付随して西側の土塀の修理、隠居所の修理に付随して馬繋ぎと独立便所の修理が行われており、詳細が明らかとなっている。

平成3年（1991）には、避雷針や放水銃の設置に伴い主庭の掘削工事の立合い調査が行われ、また、令和4年（2022）には製菓機の実測調査が行われた。（第3章4節第4項）

昭和58年（1983）～平成7年（1995）にかけて『栗東の歴史』編さんに伴う資料調査が行われた他、栗東歴史民俗博物館では、企画展として平成6年（1994）に「旧和中散本舗と大角家の絵画展」を行った。

第2節 調査の課題

大角家には多数の文書が残されており、リスト化して栗東歴史民俗博物館に寄託されているが、詳細な調査やデータベース化は進んでいない。大角家に伝来する什器類も未調査となっており、リスト化と詳細な調査が必要である。また、往時の姿や状況は江戸時代の絵図や古図からも読み解くことができる可能性があり、さらなる調査が必要となっている。人的資源や時間、資金源に限界があるため、調査の体制や長期的な計画の検討が必要となっている。

第3節 調査の方針

残された多くの資料の歴史的価値を明確にし、旧和中散本舗・大角氏庭園のさらなる魅力向上につながるように、計画的な調査を行っていく。調査にあたっては、栗東歴史民俗博物館を中心として、地域の団体、近隣の大学や調査機関との協力体制が築けるか検討していく。和中散の製菓販売に関わる看板や版木ほか、数々の記録から製菓業や生活の実態や、近世の交通史に関連する実態がより詳細に明らかになることで人々の関心が高まり、保存や活用に繋がられるように取り組んでいく。

第4節 調査の方法

栗東市、栗東歴史民俗博物館、大学などの研究機関との連携体制の構築をして、中長期的に取り組む計画を立てていく。什器類に関しては、現在主屋において展示されているものも含め、リスト化と詳細な調査を進める。調査研究成果によって明らかになった価値について、保護を図るための保存環境の確保などについても検討していく。

第9章 整備

第1節 整備の現状

重要文化財である主屋と隠居所は昭和42～45年（1967～1970）と昭和45～47年（1970～1972）に半解体修理が行われた。昭和55年（1980）には、主屋の屋根瓦部分葺替と東面の壁の部分塗替が行われている。また昭和62年（1987）には、土蔵（米蔵）の屋根葺替及び木工事部分修理が行われた。

防災設備に関しては、主屋は昭和46年（1971）に火災報知設備を設置、平成3年（1991）には主庭内に避雷針や放水銃を設置する防災設備工事が行われた。隠居所は、平成11年（1999）に自動火災報知機を設置した。その後、定期点検を続けている。

第2節 整備の課題

重要文化財である主屋と隠居所の大規模修理から半世紀が過ぎ、再び修理の必要な時期に差し掛かっていると同時に、その他の建造物や構造物の傷みや老朽化も主な課題となっている。以下に指定地内における整備の課題を整理する。なお、現在、確認される課題に加え、今後10～20年程度の間に対処が必要となる可能性のある課題についても記載した。

第1項 主屋地区

主屋地区における整備の課題を下記に示す。

[表 9-1] 整備の課題 主屋地区

分類	構成要素	整備の課題
地割	主屋前犬走	・ 道路との高低差があり、前面の側溝に蓋がない。
石組	石積	・ 緩みや一部崩落が見られる。
建造物	主屋（重要文化財）	・ 屋根や外壁など各所に老朽化及び問題が発生している。 ・ 製菓機の軸がずれて動かなくなっている。
	土塀	・ 内側の壁面が剥離・剥落している。
	土蔵（文庫蔵）	・ 外部腰壁の簷子下見板が傷んでいる。 ・ 左官のひび割れや剥落が生じている。 ・ 扉や枠などの左官が剥がれている。
	土蔵（米蔵）	・ 南側の軒にひび割れがみられる。

第2項 前庭地区

前庭地区における整備の課題を下記に示す。

[表 9-2] 整備の課題 前庭地区

分類	構成要素	整備の課題
地割	石畳	・ 石に割れが見られる。
石組	石組（西・東）	・ 低木類が成長し石組が隠されている。
植栽	前栽	・ 老木となり樹勢の低下がみられるものがある。
構造物	石碑 手水鉢	・ 傾倒や樹根による干渉がみられる場合には影響が小さいうちに修理が必要である。
	建造物	
建造物	正門（重要文化財）	・ 袖壁などに老朽化及び問題が発生している。
	築地塀（東）	・ 壁面の左官が剥離・剥落している。
	中門	・ 中門基礎石の下に雨水が流入し、地盤が浸食している。 ・ 袖壁の左官が剥離・剥落している。

第3項 主庭地区

主庭地区における整備の課題を下記に示す。

[表 9-3] 整備の課題 主庭地区

分類	構成要素	整備の課題
地割	築山 中島（亀島）	<ul style="list-style-type: none"> 形状が保たれるように表土流亡や洗堀に注意する。
石組	池護岸、滝石組、景石、飛石、白玉石敷	<ul style="list-style-type: none"> 護岸石組の裏込めが浸食され、沈下している。石組の傾倒が推定されるものがある。 低木が成長し、石組が低木に覆われている。 飛石が一部不陸している。 白敷石が減少している。 築山周囲の石積が一部崩落している。
水系	池泉 排水路	<ul style="list-style-type: none"> 池底に土砂が堆積している。 雨水が表土を浸食し、土管が地上に露出している。
植栽	主景観木	<ul style="list-style-type: none"> 消失している景観木がある。
構造物	切石反橋、三重宝篋印塔、大振り鉢型手水鉢、細型棗手水鉢、手水鉢 1、2、石燈籠 1～4	<ul style="list-style-type: none"> 傾倒や樹根による干渉がみられる場合には影響が小さいうちに修理が必要である。
	離家	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦に一部欠損が見られる 改修跡が多く見られるが、建立時期や旧状が不明である。
建造物	築地塀（北）	<ul style="list-style-type: none"> 壁の左官が剥離・剥落している。
	裏木戸	<ul style="list-style-type: none"> 裏木戸袖壁の左官が剥離・剥落している。

第4項 背景林地区

背景林地区における整備の課題を下記に示す。

[表 9-4] 整備の課題 背景林地区

分類	構成要素	整備の課題
地割	平場	<ul style="list-style-type: none"> ヤダケが繁茂している。
	旧葉山川堤防	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の表土が流出し、石積前に堆積している。落ち葉や土砂が堆積している。
植栽	境界植栽	<ul style="list-style-type: none"> 実生木や樹木が枝を伸ばし主屋屋根に干渉している。

第5項 隠居所地区

隠居所地区における整備の課題を下記に示す。

[表 9-5] 整備の課題 隠居所地区

分類	構成要素	整備の課題
地割	平場	・地盤が沈下し、不陸の生じている箇所がある。
石組	石積、石組、景石	・地盤を構成する石積に孕みや緩みが見られる。
構造物	井戸	・井戸蓋や屋根の柱が老朽化している。
建造物	隠居所（重要文化財）	・各所に老朽化及び問題が発生している。
	薬師堂	・階段の沈下や軒下葛石に不陸が生じている。 ・外壁左官が剥落し、ひび割れも発生している。 ・屋根瓦に割れや欠損が見られる。
	馬繋ぎ	・東面外壁の左官が剥落している。 ・屋根の瓦が欠損している箇所がある。
	独立便所	・老朽化が進んでいる。
	築地塀（南西・中央）	・地盤不良により屋根が上下に波打っている。

第6項 防災・防犯・管理施設

(1) 防災・防犯施設

- ・指定地内には、自動火災報知設備や放水銃等の消火設備、避雷針が備えられているが、耐久年数の経過に伴う老朽化や設備の更新時期を迎えるものは、既存設備の更新や拡充が課題である。
- ・防犯カメラやセキュリティシステムなど、防犯の設備の整備について検討する必要がある。

(2) 管理施設

- ・背景林地区の南側は境界柵などの設備が整っていない状況となっている。
- ・倒壊の危険がある物置小屋の壁を撤去後隣地との間に塀もしくは境界柵が失われる状態となる。
- ・前面道路のカーブ事故が頻発しているため、文化財の保存及び歩行者の安全を担保するための整備が課題となっている。

(3) その他

- ・降雪時に屋根からの雪が街道にまとまって落ちるため、通行人に危険が及ばないよう対策が必要である。

第3節 整備の方針

第1項 整備の基本方針

本指定地においては、本質的価値を保存し継承するための整備を行うとともに、調査研究の成果をふまえ、往時の景観や歴史の変遷等の本質的価値を広く周知するための活用にとまなう整備を行う必要がある。本質的価値の保存継承に係わる整備や、保存管理に必要な防災・防犯設備など管理施設の整備は、所有者を主体とした事業になるが、栗東市でもサポートをしながら進める。また、見学者の安全確保や利便性向上など活用のための整備は、所有者と栗東市が連携しながら進めていく。

- ・本質的価値を保存し顕在化させるための整備

指定地の立地環境や地形特性、歴史性、庭園の空間性や一連の屋敷構えなどの本質的価値を保存し顕在化させるための整備を行う。

老朽化等により価値が損なわれるおそれのある構成要素は、その根拠となる史料調査及び発掘調査により往時の姿や修理の履歴等について検証を進めたうえで、調査成果に基づく修理や環境を保全するための整備を行う。調査や研究が進み、新たな歴史の変遷などが明らかになる場合には、本質的価値の理解を補うための整備や理解を促すために必要な整備を行う。

また、本質的価値を構成する要素のほか、盗難や火災などを防ぎ安全性を確保するための防災・防犯設備の整備を行う。

- ・活用のために必要な整備

本質的価値を維持しながら、見学者の対応に必要な施設の整備や安全確保のために必要な活用施設の整備を行う。トイレや駐車場などの便益施設は、指定地外に設ける事も検討していく。建造物の復原や活用に伴う整備が必要な場合は、取扱を個別に検討する。

第2項 各地区の整備方針

(1) 主屋地区

重要文化財である主屋とその南側に続く土蔵と旧葉山川堤防と石積などの本質的価値を将来に渡り確実に保存するために、周期的な修理や劣化箇所への対応など、状態に応じた修理を実施していく。主屋と連なった土蔵は、主庭の景観の一部でもあることから、その姿を維持できるよう、影響が広範囲に及ばないよう対処する。旧葉山川堤防の石積はかつて葉山川が流れていた立地を示しており、崩落により主屋に被害が及ぶことのないよう、緩みの見られる箇所は整備を行う。整備では、庭園の変遷や課題要因の調査、現状の植栽や山林部の植生調査などをふまえた整備計画を検討し、優先樹木から順次進めていく。

(2) 前庭地区

重要文化財である正門から小休本陣の式台玄関への入口にあたる空間であり、格式の高い本陣の様相を伝える地区であることから、空間性を維持できるよう整備を行う。老朽化した築地塀を整備し、石組や植栽は店の間から望む景観も保たれるよう整える。

(3) 主庭地区

主庭地区は名勝大角氏庭園の主となる景観であり、石組護岸池泉とその背後の築山と生垣、東側に建てられた離家など、上段の間及び小座敷からの景観を保護し維持できるよう必要な整備を進めていく。

(4) 背景林地区

旧葉山川堤防と主庭南の築山裏の地区であり、主庭の緩衝地として景観を保護するために整備を行う。また、土地の地形を活かした形状となっており、かつての地形や地域の環境を継承し維持していく。

(5) 隠居所地区

東海道を挟んで北側の区域で、重要文化財である隠居所が建ち史跡として指定されている。隠居所以外にも構成要素となる建造物があり、これらを一連の屋敷構えとして保存できるよう整備を行う。

第4節 整備の方法

指定地では、建造物や庭園、景観などの本質的価値を構成する要素を保存する為の整備や、調査研究成果に基づき価値を顕在化するための活用に向けた整備を行う。また、指定地の保存環境を整えるために必要な防災・防犯・管理等の施設や設備の整備を行う。

第1項 主屋地区

整備の方針に基づき、主屋地区の整備の方法について下記に示す。

[表 9-6] 整備の方法 主屋地区

分類	構成要素	整備方法
地割	主屋前犬走	・ 景観と安全性に考慮して整備を行う。
石組	石積	・ 緩みや崩落が見られ石積は、据え直す。
建造物	主屋（重要文化財）	・ 滋賀県文化財保護課と協議をしながら修理について検討を進める。 ・ 建具に描かれた襖絵や小襖等の絵画（障屏画）の高精細デジタル画像によるレプリカ作成を検討する。
	土塀	・ 剥離・剥落している壁面は損傷が広範囲に及ばないように修理する。
	土蔵（文庫蔵）	・ 腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。
	土蔵（米蔵）	・ 老朽化が進み修理が必要な場合は調査の上整備を行う。

第2項 前庭地区

整備の方針に基づき、前庭地区の整備の方法について下記に示す。

[表 9-7] 整備の方法 前庭地区

分類	構成要素	整備方法
地割	石畳	・ 歩行に支障がある場合は据え直す。
石組	石組（西・東）	・ 石組を隠す低木は切下げをして、石組を明確化する。
植栽	前栽	・ 生育環境を整えて管理をし、樹勢の回復が見込めない場合は景観に調和するように更新を行う。
構造物	石碑 手水鉢	・ 傾倒や樹根による干渉がみられる場合は修理する。
建造物	正門（重要文化財）	・ 滋賀県文化財保護課と協議をしながら修理について検討を進める
	築地塀（東）	・ 剥離・剥落している壁面は損傷が広範囲に及ばないように修理する。
	中門	・ 中門基礎石の下は客土を施し地盤を整えて修理する。 ・ 剥離・剥落している壁面は損傷が広範囲に及ばないように修理する。

第3項 主庭地区

整備の方針に基づき、主庭地区の整備の方法について下記に示す。

[表 9-8] 整備の方法 主庭地区

分類	構成要素	整備方法
地割	築山 中島（亀島）	<ul style="list-style-type: none"> 表土流出や洗堀があった場合には、流出箇所の客土に寄り地形を修復する。
石組	池護岸、滝石組、景石、飛石、白玉石敷	<ul style="list-style-type: none"> 石組の傾倒や護岸背面土の浸食箇所は、護岸石の据え直しや護岸背面土の補充を行う。 石組を隠す低木は切下げをして、石組を明確化する。 不陸のある飛石は据え直しを行う。 堆積土を除去して白敷石を敷き直し、敷石が少ない場合は補充する。 緩みや崩落が見られる石積は、据え直す。
水系	池泉 排水路	<ul style="list-style-type: none"> 浚渫をして堆積土を取り除き、水深を確保する。ただし、カキツバタの根に影響の出ない範囲で行う。 表土流出箇所は客土をし、土管が地中に収まるよう整備する。
植栽	主景観木	<ul style="list-style-type: none"> 消失している景観木は、古写真等根拠に基づき、景観と調和するように補植を検討する。
建造物	切石反橋、三重宝篋印塔、大振り鉢型手水鉢、細型棗手水鉢、手水鉢 1、2、石燈籠 1～4	<ul style="list-style-type: none"> 傾倒や樹根による干渉がみられる場合は修理する。
	離家	<ul style="list-style-type: none"> 腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。改修が行われているため、復旧についても検討して整備する。
	築地塀（北） 裏木戸	<ul style="list-style-type: none"> 剥離・剥落している壁面は損傷が広範囲に及ばないように修理する。

第4項 背景林地区

整備の方針に基づき、背景林地区の整備の方法について下記に示す。

[表 9-9] 整備の方法 背景林地区

分類	構成要素	整備方法
地割	平場	<ul style="list-style-type: none"> ヤダケの過密化や範囲拡大を抑制するため除伐又は間伐を行う。
	旧葉山川堤防	<ul style="list-style-type: none"> 表土の流出箇所は埋め戻し、地形を保つように整備する。
植栽	境界植栽	<ul style="list-style-type: none"> 支障木は修復剪定及び間伐をして、建造物の保存環境を整える。

第5項 隠居所地区

整備の方針に基づき、隠居所地区の整備の方法について下記に示す。

[表 9-10] 整備の方法 隠居所地区

分類	構成要素	整備方法
地割	平場	・客土をして不陸整正する。地中の空洞化の可能性があるため、状況を把握し整備を行う。
石組	石積、石組、景石	・緩みや崩落が見られる石積は、据え直す。
構造物	井戸	・井戸蓋や屋根など、老朽化が見られる箇所は、状況を把握し整備を行う。
建造物	隠居所（重要文化財）	・滋賀県文化財保護課と協議をしながら修理について検討を進める。
	薬師堂	・腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。地盤の沈下に伴うものは、地盤の整備を行ってから整備する。 ・指定地の本質的価値を構成する重要な建造物のため優先的に整備を行う。
	馬繋ぎ	・腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。 ・指定地の本質的価値を構成する重要な建造物のため優先的に整備を行う。
	独立便所	・腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。 ・指定地の本質的価値を構成する重要な建造物のため優先的に整備を行う。
	築地塀（南西・中央）	・腐朽、毀損部分は調査の上、修理を行う。地盤の沈下に伴うものは、地盤の整備を行ってから整備する。

第6項 防災・防犯・管理施設

（1）防災・防犯施設

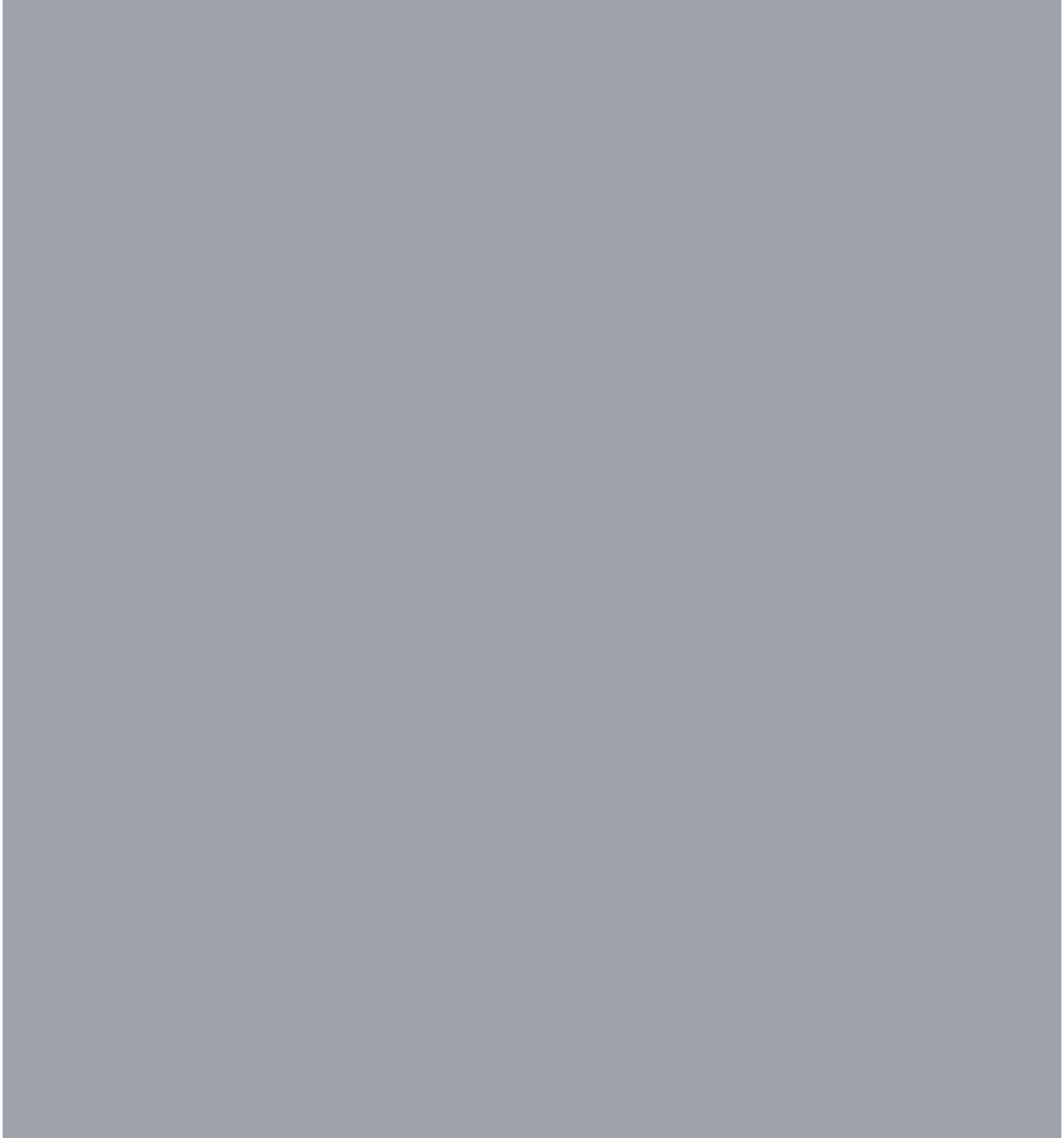
- ・指定地内には、自動火災報知設備や放水銃等の消火設備、避雷針が備えられているが、耐久年数の経過に伴う老朽化や設備の更新時期を迎えるものは、既存設備の更新や拡充を進める。
- ・防犯カメラやセキュリティシステムなど、指定地に適した防犯設備を整備していく。

（2）管理施設

- ・背景林地区の南側の囲柵や通用門の設置を検討していく。
- ・物置小屋の壁撤去後の囲柵について検討し整備をする。
- ・安全性を確保するとともに、景観に調和するようさらなる整備を検討していく。

（3）その他

- ・景観に影響を及ぼさない範囲で雪止めなどの安全対策の整備を検討をする。



[図 9-1] 整備箇所

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の現状

指定地内の維持管理や常時の公開対応は所有者によって行われている。日々の扉の開閉だけでも相当な労力が必要だが、庭園や建造物の維持管理に加え、防災設備の保守など各専門業者への依頼・対応など、多岐に渡る。指定地内での毀損などがあった場合には、所有者と行政が連絡を取り合い対応しているが、それらの維持管理にかかる費用も所有者の大きな負担となっている。

活用においては、常時の見学予約受付は所有者個人が行っており、案内や説明も担っている。見学者数が多い時などにはボランティアガイドの協力を得て対応している。春と秋に行っている特別公開については試行錯誤をしながら年数を重ね、所有者と栗東市観光協会との間で協力体制が整っている。現在は観光協会で受付を行い、ボランティアガイドによって数人ずつ案内する方法を取っている。

第2節 運営・体制の課題

現在、所有者の高齢化に加え、所有者個人へのあらゆる負担が非常に大きくなっており、継続的な維持や管理に限界が見える状態である。関係者間での連絡は密に取り合っているものの、栗東市としても法的・制度的な制約から直接的な介入にも限度があり、問題を抱えている。

地域の貴重な財産として今後も保全・継承していくためには、どのような支援の体制が適切であるか、地域・行政・専門家を交えた具体的な検討が必要となっている。

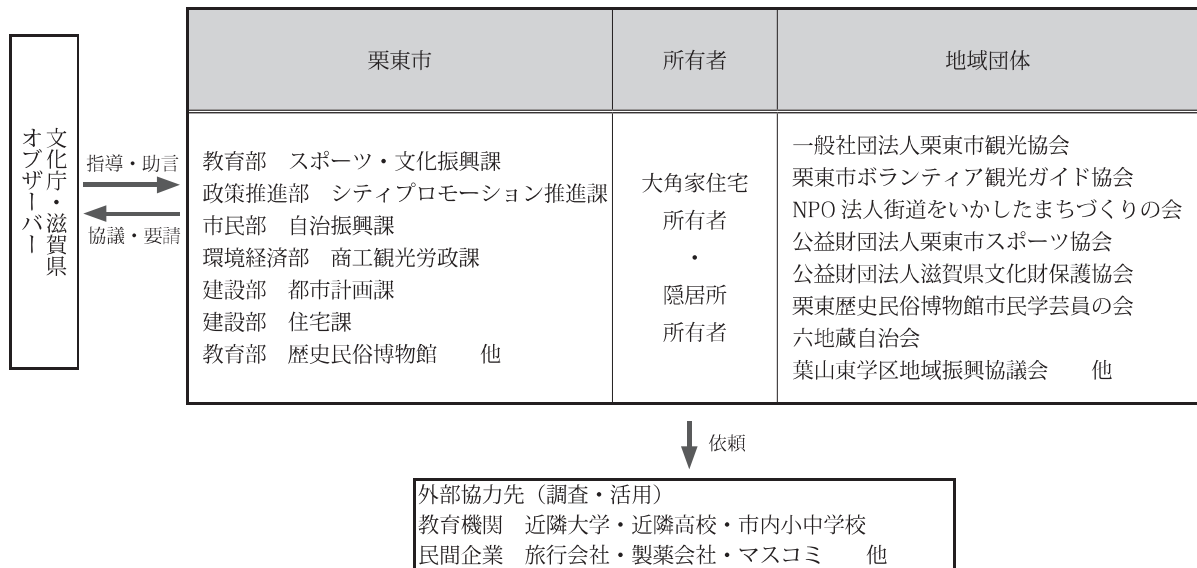
第3節 運営・体制の方針

当面は現状の体制を維持しつつ、栗東市としても地域の文化財としてサポートをし、地域団体との連携をもちながら、状況に応じて新たな運営・体制の構築を展開していく。

第4節 運営・体制の方法

当面、所有者による運営・体制を基本とするが、個人による管理には限界があるため、旧和中散本舗・大角氏庭園は栗東市のかげがえのない歴史文化資産であることをふまえ、その管理についてサポートをするとともに、将来的に市が管理をしていくなど、運営・体制のあり方についても検討していく。

[表 10-1] 運営・体制に関わる連携先一覧



第 11 章 実施計画

第 1 節 事業の優先基準

事業の実施計画は、これまでに示した課題や整備の方法に基づく事業計画を検討し、整備を進める。事業の優先基準は、下記の考え方により整理し、短期・長期の実施期間を設定する。今後の関連する事業の進捗や昨今の社会情勢等に応じ、適宜事業の内容を見直し進めていく。

[表 11-1] 事業の優先基準

		優先基準	主な事業内容
短期的課題 ● ● ● ● ● ● ● ●	危険の回避	・人命に危険を及ぼす可能性があるもの ・安全上支障があるもの ・保健衛生上支障があるもの	・危険木伐採 ・危険建造物（物置小屋の壁）の撤去
	価値の担保	・本質的価値を損なう状態であるもの ・本質的価値を損なうおそれがあるもの	・建造物修理 ・庭園修理
	保存環境の担保	・本質的価値を保存するために不可欠なもの ・管理運営上不可欠なもの	・防災・防犯施設整備 ・管理施設整備
	保存環境の維持	・文化財への理解を醸成し保護の機運を高めるもの ・本質的価値の維持に関わるもの	・活用施設整備 ・管理施設整備
	価値の顕在化	・本質的価値への理解を補完するもの	・活用施設整備
	保存環境の向上	・見学者の安全性向上や利便性の向上に関わるもの ・管理・運営施設や体制の維持・改善・向上に関わるもの	・防災・防犯施設整備 ・活用・管理施設整備
長期的課題			

※ 今後の事業の進捗を踏まえ、適宜見直す。

第 2 節 事業計画

第 1 項 短期計画

今後優先的に取り組む必要がある課題は、短期計画として今後 10 年以内の実施を目指す。

保存管理に関しては、庭園は年 2 回専門業者による手入れを行い良好に保たれており、急を要する課題は見られないため継続的に現在の維持管理を続ける。活用の取組は、これまで実施している公開活用の他、SNS や商品制作による情報発信、ユニークベニューの取組み、学校や生涯学習との連携を強化していく。また、指定地周辺の関連施設との連携を図り、運営体制の強化や活用施設の充実を図る。調査に関しては、什器類の調査から取り掛かる。また、重要文化財建造物については主屋屋根の損傷部分の修理、人車製薬機の修理を行う。

短期計画で優先的に行う整備工事では、保存環境の担保のために不可欠な防災施設の更新等を実施するとともに、価値の担保のために必要な建造物修理（壁修理等）、危険な構造物の撤去を進める。史跡及び庭園では、隠居所地区の地盤の改善、危険木伐採、枯損木の代替樹補植等、劣化の状態をふまえ、優先すべき課題から実施していく。その後は庭園や建造物等構成要素の状態を確認し、傷みや劣化の進行等が見られる場合には、必要に応じ修理や整備工事を実施する。

[表 11-2] 事業計画（短期計画）

		3 年以内	5 年以内	10 年以内
保存管理		日常的な継続的な維持管理		
活用		特別公開（年 2 回） SNS 発信・ユニークベニュー・広域連携・学校連携		
調査		製薬機プログラム 絵図検討、什器類調査	商品開発 版木調査	VR・AR 開発、福祉連携 大角家文書の調査
整備	史跡・庭園修理	—	地盤沈下対策	危険木伐採、枯損木補植
	建造物修理	重要文化財 指定地内建造物	製薬機修理 —	重文屋根修理 壁修理
	防災・防犯施設整備	自動火災報知機更新	防犯カメラの設置	馬繋ぎ修理
	その他管理施設	物置小屋の壁撤去、囲柵設置		

※ 構成要素の状態や事業の進捗等をふまえ実施内容や時期を適宜見直す。

第 2 項 中長期計画

中長期計画は、今後 10 年以降に、構成要素の状態を観察し、経年劣化や保存上安全上の課題が進行するものを優先的に実施していく。

活用に関しては、短期計画において実施している公開や情報発信を継続しつつ、地域や関連団体の協力を得ながら公開の拡充をする。

調査は、短期計画において実施した、什器類・歴史資料・文書調査の成果をデータベース化し文化財の継承につなげていく。

整備に関しては、建造物は今後 15 ～ 20 年程度の周期で経年劣化に伴う屋根葺替や木部修理などが必要となることが想定される。重要文化財建造物については、保存活用計画を策定して修理を行っていく。その他の指定地内の建造物は、順次必要箇所を修理し、重要文化財指定も視野に入れて検討を進め、価値の向上を目指していく。

庭園は、日常的な管理を継続するとともに、定期的な池浚渫や漏水箇所の補修、園路の修理等については、状態を確認し必要に応じ実施していく。

防災・防犯施設については、老朽化した設備の更新や機能の拡充を図り、活用に必要な整備としては、駐車場や案内板の整備などの他、指定地内だけの整備に留まらず、東海道の迂回ルートの検討や、東海道の無電柱化など、総合的な街づくりとして展開し活用を図る計画を検討していく。

[表 11-3] 事業計画（中長期計画）

実施内容	構成要素		主な事業内容
保存管理	庭園・建造物		・日常的な維持管理の継続
活用	公開区域		・公開の拡充（定期開場）の取組み、地域交流活用、総合的な街づくりとしての計画の検討
調査			・調査結果のデータベース化
整備	本質的価値を構成する要素	地形・地割	・保存のための修理（地盤沈下の対策、園路・地形修理等）
		石組	・保存のための修理（石組修理等）
		水系	・保存のための修理（池浚渫、護岸修理、給排水施設の更新・改修等）
		植栽	・保存環境や風致景観の保全上や安全上支障がある樹木の伐採 ・景観形成に必要な樹木の補植や枯損木の後継樹補植 ・上記以外の地被補植、剪定等植栽整備
		構造物	・保存のための修理（橋・石造物修理等）
		建造物	・重要文化財建造物の保存活用計画策定 ・保存のための修理（屋根葺替等周期的な修理・整備等）
	保護に必要な要素	防災・防犯施設等	・保存管理や公開活用に必要な施設の新設
		管理施設（囲柵等）	・既存施設の更新・改築・改修
	活用に必要な要素	活用施設（駐車場、ガイダンス施設、案内板等）	・保存管理や公開活用に必要な施設の新設
			・既存施設の更新・改修 ・活用のための整備（駐車場、案内解説板等整備・ガイダンス施設の整備） ・東海道を含めた整備の検討

※ 構成要素の状態や事業の進捗等をふまえ実施内容や時期を検討する。

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

本計画は令和8年（2026）4月から実施し、10年程度を目安に事業の実施状況や進捗を確認するために経過観察を行う。事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを図り、事業の運営体制等の状況に応じた実現可能な計画として進めていく。

また、大規模災害や法規制の変更等により、本計画の継続的な実施が見込めない状況が生じた場合は、計画内容を適宜見直し、継続可能な実施計画に改めていく。

第2節 経過観察の方法

本計画の策定後には、本質的価値を構成する要素の保存管理及び活用が本計画に基づいて適切に取り扱われているかを、定期的な経過観察により点検・評価する。

整備・活用に関わる計画では、実施した事業の効果を確認するため、事業内容の点検と評価を行い、計画段階において掲げた目標の達成度や事業の効果等の結果に基づき、以降の事業内容や進め方の見直しに反映させる。

計画内容は、調査研究の成果や事業の実施において明らかになった課題や社会情勢、庭園をとりまく自然環境等に応じて変化していく可能性がある。そのため、庭園の状態や保存環境の点検、診断、評価を実施し、計画実施における課題を踏まえた今後の保存管理や活用、整備の方向性を適宜見直し、事業の進捗に合わせた計画内容とする。

また、事業の進捗に応じ、事業主体者や有識者等関係者間において事業全体の進捗状況を確認する機会を持ち、目標を共有することで関係者間の連携を図り、事業を円滑に進めていく。文化財の保存状況や事業の進捗に合わせて、必要に応じ計画内容の部分的な見直しを適宜行う。

本計画の策定後10年程度が経過した時には事業工程等を進捗状況に合わせて見直し、20年経過を目途に計画内容の見直しを検討する。

卷末資料



[卷末-1] 史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園 平面図 (1 : 500)

参考資料

【上位・関連計画】

- ・栗東市「第四次栗東市都市計画マスタープラン」栗東市建設部都市計画課、令和2年（2020）
- ・滋賀県「滋賀県文化財保存活用大綱」滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、令和2年（2020）（令和3年（2021）改定）
- ・栗東市「栗東市文化財保存活用地域計画」栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課、令和4年（2022）
- ・栗東市「第二期栗東市観光振興戦略」栗東市環境経済部商工観光労政課、令和7年（2025）
- ・栗東市「第六次栗東市総合計画後期基本計画」栗東市政策推進部企画政策課、令和7年（2025）
- ・栗東市「第4期栗東市教育振興基本計画」栗東市教育委員会教育総務課、令和7年（2025）

【絵図】

- ・秋里 籬島『摂津名所図会』1巻、田村九兵衛、寛政8年（1796）
- ・秋里 籬島『東海道名所図会』2巻、小林新兵衛ほか、寛政9年（1797）
- ・斎藤 幸成『江戸名所図会』7巻、須原屋茂兵衛ほか、天保5-7年（1834-1836）

【書籍・出版物】

- ・滋賀県栗太郡役所『近江栗太郡志 卷貳』大正15年（1926）
- ・滋賀県栗太郡役所『近江栗太郡志 卷参』、大正15年（1926）
- ・呉秀三『異国業書 第6巻 ケンプエル江戸参府紀行 上巻』駿南社、昭和3年（1928）
- ・緑草会『民家図集 第十一輯』大塚巧芸社、昭和6年（1931）
- ・大熊喜邦『江戸建築業話』東亜出版社、昭和22年（1947）
- ・重森三玲、重森完途『日本庭園史大系 第三十二巻 江戸中末期の庭 四』社会思想社、昭和50年（1975）
- ・相賀徹夫『探訪日本の庭 8 近江』小学館、昭和54年（1979）
- ・永野仁『日本名所風俗図絵 11 近畿の巻 I』角川書店、昭和56年（1981）
- ・「重要文化財」編纂委員会『解説板 新指定重要文化財 12 建物Ⅱ』毎日新聞社、昭和57年（1982）
- ・西川幸治「梅ノ木本陣庭園」『滋賀の美 庭』京都新聞社、昭和60年（1985）
- ・宇野茂樹ほか『栗東の歴史年表』栗東町役場、昭和61年（1986）
- ・栗東町史編さん委員会『栗東の歴史 第一巻 古代・中世編』栗東町役場、昭和63年（1988）
- ・栗東町史編さん委員会『栗東の歴史 第二巻 近世編』栗東町役場、平成2年（1990）
- ・林博通「旧和中散本舗」『図説 日本の史跡 第8巻 近世近代2』同朋舎出版、平成3年（1991）
- ・栗東町史編さん委員会『栗東の歴史 第三巻 近代・現代編』栗東町役場、平成4年（1992）
- ・膳所藩史料を読む会編『膳所藩郡方日記 10 文化3年 膳所藩史料第30・31巻』滋賀県立図書館刊、平成4年（1992）
- ・栗東町史編さん委員会『栗東の歴史 第四巻 資料編Ⅰ』栗東町役場、平成6年（1994）
- ・栗東町史編さん委員会『栗東の歴史 第五巻 資料編Ⅱ』栗東町役場、平成7年（1995）
- ・栗東歴史民俗博物館『市制施行記念展 近江の街道』栗東歴史民俗博物館、平成13年（2001）

【報告書】

- ・文部省『史蹟調査報告 第8輯（明治天皇聖蹟）』昭和10年（1935）
- ・滋賀県『重要文化財大角家住宅保存修理工事報告書』昭和45年（1970）
- ・滋賀県教育委員会事務局文化財保護課『重要文化財大角家住宅隠居所修理工事報告書』昭和47年（1972）
- ・井上優「街道業・和中散の創製と展開について」『栗東歴史民俗博物館紀要第2号』平成8年（1996）
- ・井上優ほか「東海道 2」『中近世古道調査報告書3』滋賀県教育委員会、平成11年（1999）
- ・滋賀県教育委員会『滋賀県文化財目録（平成二十四年度版）』滋賀県教育委員会、平成25年（2013）
- ・平澤毅『名勝地保護関係資料集』平成27年（2015）
- ・石田正治、緒方正則『旧和中散本舗の人車製菓機の実測調査報告』令和5年（2023）

【パンフレット】

- ・栗東歴史民俗博物館「旧和中散本舗と大角家の絵画展」平成6年（1994）

図版目次

写真

巻頭図版 1	主屋（東海道より）	i
巻頭図版 2	隠居所・馬繋ぎ（東海道より）	i
巻頭図版 3	主屋（築山より）	ii
巻頭図版 4	主庭（上段の間付近より東方向）	ii
巻頭図版 5	『東海道名所図会』巻二、寛政9年（1797）	iii
巻頭図版 6	東海道沿いの屋敷構え（指定地北東上空より）	iii
写真 1-1	委員会開催の様子	3
写真 3-1	主屋 街道より	27
写真 3-2	主屋 製茶機	27
写真 3-3	主屋 主庭より	27
写真 3-4	主屋 上段の間	27
写真 3-5	渡り廊下・土蔵	27
写真 3-6	土塀 敷地内より	27
写真 3-7	前庭 玄関から正門を臨む	28
写真 3-8	前庭 店の間より	28
写真 3-9	主庭	28
写真 3-10	主庭	28
写真 3-11	旧築山川堤防	29
写真 3-12	南東端の空地	29
写真 3-13	隠居所と西角の築地塀	29
写真 3-14	馬繋ぎ	29
写真 3-15	鬼瓦のヘラ書き	32
写真 3-16	馬繋ぎ	33
写真 3-17	薬師堂	33
写真 3-18	離屋	33
写真 3-19	土蔵 文庫蔵（奥）・米蔵（手前）	33
写真 3-20	上段の間 軸と蘭草履	40
写真 3-21	古写真 1 梅の木和中散本舗大角邸と庭園	47
写真 3-22	古写真 1 梅の木和中散本舗大角邸と庭園②	47
写真 3-23	古写真 1 葉山村 六地藏大角彌右衛門邸	47
写真 3-24	古写真 1 明治天皇 昭徳皇后 行在所	47
写真 3-25	古写真 2 梅木村是齋家の薬白（補）	48
写真 3-26	古写真 2 梅木村是齋家の薬師堂（補）	48
写真 3-27	古写真 3 滋賀栗太郎葉山村六地藏大角謙二氏宅	48
写真 3-28	古写真 4 明治天皇六地藏御小休所（大角謙二宅）建物	48
写真 3-29	古写真 4 明治天皇六地藏御小休所建物	48
写真 3-30	古写真 4 明治天皇六地藏御小休所建物	48
写真 3-31	古写真 4 明治天皇六地藏御小休所御座所	48
写真 3-32	古写真 5 旧和中散本舗	48
写真 3-33	米蔵修理前 外観	51
写真 3-34	米蔵修理中 棟木・棟束取替	51
写真 3-35	米蔵修理中 軒先蠅羽下地	51
写真 3-36	ポイント No.2 状況写真	52
写真 4-1	主屋前犬走	56
写真 4-2	主屋前犬走	56
写真 4-3	石積	56
写真 4-4	主屋（街道より）	56
写真 4-5	主屋（店舗）	56
写真 4-6	主屋（武台玄関）	56
写真 4-7	主屋（襖絵・屏風）	56
写真 4-8	主屋（上段の間）	56
写真 4-9	主屋（庭園より）	56
写真 4-10	土塀（街道より）	56
写真 4-11	土塀（敷地内より）	56
写真 4-12	土蔵（文庫蔵）（外観）	56
写真 4-13	土蔵（文庫蔵）（渡り廊下入口）	56
写真 4-14	土蔵（米蔵）（外観）	56
写真 4-15	土蔵（米蔵）（内観）	56
写真 4-16	石岩	58
写真 4-17	石組（西）（前庭より）	58
写真 4-18	石組（西）（主屋店舗より）	58
写真 4-19	石組（東）	58
写真 4-20	前栽	58
写真 4-21	石碑	58
写真 4-22	石碑（正面）	58
写真 4-23	手水鉢	58
写真 4-24	正門（街道より）	58
写真 4-25	正門（前庭より）	58
写真 4-26	正門附属袖塀（前庭より）	58
写真 4-27	築地塀（東）（前庭より）	58
写真 4-28	築地塀（東）（東境界隣地側より）	58
写真 4-29	中門（前庭より）	58
写真 4-30	中門（主庭より）	58
写真 4-31	築山・中島	60
写真 4-32	池護岸	60
写真 4-33	滝石組	60
写真 4-34	景石	60
写真 4-35	飛石	60
写真 4-36	白玉石敷	60
写真 4-37	池泉	61
写真 4-38	排水路	61
写真 4-39	主景観木	61
写真 4-40	切石反橋	61
写真 4-41	三重宝篋印塔	61
写真 4-42	大振り鉢型手水鉢	61
写真 4-43	細型束手水鉢・石燈籠 1	61
写真 4-44	手水鉢 1	61
写真 4-45	手水鉢 2	61

写真 4-46	石燈籠 2（雪見燈籠）	61
写真 4-47	石燈籠 3（雪見燈籠）	61
写真 4-48	石燈籠 4	61
写真 4-49	離家	61
写真 4-50	築地塀（北）	61
写真 4-51	築地塀（南）・木戸	61
写真 4-52	平場	62
写真 4-53	旧築山川堤防	62
写真 4-54	境界植栽	62
写真 4-55	平場	64
写真 4-56	石組	64
写真 4-57	景石	64
写真 4-58	井戸	64
写真 4-59	隠居所（玄関付近）	64
写真 4-60	隠居所（外観）（街道より）	64
写真 4-61	薬師堂（正面）	64
写真 4-62	薬師堂（南東面）	64
写真 4-63	馬繋ぎ（西より）	64
写真 4-64	馬繋ぎ（東より）	64
写真 4-65	馬繋ぎ（隠居所門部分）	64
写真 4-66	独立使所	64
写真 4-67	築地塀（南西）	64
写真 4-68	築地塀（中央）（西より）	64
写真 4-69	築地塀（中央）（東より）	64
写真 4-70	東海道	65
写真 4-71	三上山	65
写真 4-72	日向山	65
写真 6-1	放水銃	68
写真 6-2	消火栓（正門横）	68
写真 6-3	自動火災報知機（主屋）	68
写真 6-4	正門袖壁の忍び返し	69
写真 6-5	背景林地区の小屋壁	69
写真 6-6	東海道のカーブと車止め	69
写真 6-7	表土の流出	70
写真 6-8	ササの侵入	70
写真 6-9	玉石の減少	70
写真 6-10	薬師堂裏の陥没	71
写真 6-11	脱輪した通行車両	71
写真 7-1	国指定名勝大角氏庭園 説明板	80
写真 7-2	重要文化財大角家住宅隠居所 説明板	80
写真 7-3	史跡旧和中散本舗 標識	80
写真 7-4	旧和中散本舗 バス停	81
写真 7-5	あかりのイベント（平成 25 年）	81
写真 7-6	たてば珈琲の店出	81
写真 7-7	大角家でのワークショップ	82
写真 7-8	季節のイベントひな人形公開	83
写真 7-9	特別公開時の様子	83
写真 7-10	ロケ地利用	83
写真 7-11	製茶機の体験	83

図

図 1-1	上位関連計画の相関図	4
図 1-2	計画の対象範囲（1：2,500）	6
図 2-1	位置図（1：1,250,000）	7
図 2-2	位置図（1：80,000）	7
図 2-3	土地条件図（1：15,000）	8
図 2-4	地質図（1：60,000）	9
図 2-5	年間月別平均気象推移（観測地所：大津）	10
図 2-6	植生図（1：25,000）	11
図 2-7	周辺環境（1：18,000）	12
図 2-8	景観特性図	13
図 2-9	栗東市総合防災マップ 洪水（1：15,000）	15
図 2-10	栗東市総合防災マップ 浸水・土砂災害・家屋倒壊等氾濫想定区域（1：15,000）	15
図 2-11	推定震度分布（全地震最大）（1：12,500）	15
図 2-12	栗東市指定等文化財の分布と 想定浸水・土砂災害警戒区域図	16
図 2-13	周辺の文化財（1：18,000）	17
図 2-14	周知の埋蔵文化財包蔵地（1：20,000）	18
図 3-1	指定地内の土地所有区分図（1：1,000）	25
図 3-2	地区区分（1：800）	26
図 3-3	指定地内建造物配置図（S=1：600）	30
図 3-4	馬繋ぎ断面図	31
図 3-5	馬繋ぎ平面図（隠居所修理報告書）	31
図 3-6	馬繋ぎ側面図（隠居所修理報告書）	31
図 3-7	薬師堂平面図（S=1：80）	32
図 3-8	独立使所桁行断面図	32
図 3-9	独立使所梁行断面図	32
図 3-10	独立使所平面図	32
図 3-11	離家 平面図（S=1：80）	33
図 3-12	土蔵（文庫蔵）1階平面図（S=1：80）	34
図 3-13	土蔵（文庫蔵）2階平面図（S=1：80）	34
図 3-14	土蔵（米蔵）1階平面図（S=1：80）	35
図 3-15	土蔵（米蔵）小屋裏平面図（S=1：80）	35
図 3-16	天下茶屋是齋『摂津名所図会』寛政8年（1796）	36
図 3-17	大森和中散『江戸名所図会 7 巻』 天保 5-7 年（1834-1836）	36
図 3-18	『東海道名所図会』巻二、寛政9年（1797）	37
図 3-19	「ふんぬぎ」記述部分『古來作事并諸覧』	37

〔図 3-19〕 「ふんぬぎ」記述部分『古来作事并諸覚帳』
 (重要文化財大角家住宅附)、享保以降…………… 39

〔図 3-20〕 『古来作事并諸覚帳』(重要文化財大角家住宅附)、
 享保以降…………… 43

〔図 3-21〕 『西南御大名様方御入』、江戸後期…………… 43

〔図 3-22〕 『古図』(大角家隠居所附)、天保以前…………… 44

〔図 3-23〕 『六地藏御小休所聖蹟調査書』『里内文庫資料』、近代…………… 45

〔図 3-24〕 「明治天皇六地藏御小休所指定区域図」
 『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』昭和10年(1935)
 ……………… 46

〔図 3-25〕 「明治天皇六地藏御小休所本家正門姿図」
 『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』昭和10年(1935)
 ……………… 46

〔図 3-26〕 米蔵修理平面図(1階) S=1:80…………… 51

〔図 3-27〕 米蔵修理平面図(2階) S=1:80…………… 51

〔図 3-28〕 調査位置図…………… 52

〔図 3-29〕 土層柱状模式図(1:25)…………… 52

〔図 3-30〕 「人車製菜機全体図」…………… 53

〔図 3-31〕 「全体右側面図」…………… 53

〔図 4-1〕 主屋地区の構成要素位置(1:400)…………… 55

〔図 4-2〕 前庭地区の構成要素位置(1:150)…………… 57

〔図 4-3〕 主庭地区の構成要素位置(1:200)…………… 59

〔図 4-4〕 背景林地区の構成要素位置(1:600)…………… 62

〔図 4-5〕 隠居所地区の構成要素位置(1:300)…………… 63

〔図 6-1〕 避難経路図…………… 67

〔図 6-2〕 主な防災設備配置図(1:600)…………… 68

〔図 7-1〕 公開区域(1:600)…………… 78

〔図 7-2〕 公開時の動線…………… 79

〔図 7-3〕 2024年の特別公開開閉チャシ…………… 79

〔図 7-4〕 特別公開 入場者数推移…………… 79

〔図 7-5〕 説明板・標識 位置図…………… 80

〔図 9-1〕 整備箇所…………… 92

〔巻末-1〕 史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園 平面図(1:500)
 ……………… 98

表

〔表 1-1〕 委員会の開催経過…………… 3

〔表 2-1〕 年間月別平均気象推移…………… 10

〔表 2-2〕 都市計画区域等(指定地内)…………… 13

〔表 2-3〕 景観特性ごとの基本方針…………… 14

〔表 2-4〕 周辺にある周知の埋蔵文化財包蔵地…………… 18

〔表 3-1〕 指定地内の土地所有区分…………… 25

〔表 3-2〕 旧和中散本舗 略年表…………… 41

〔表 3-3〕 変遷が分かる主な古文書 抜粋…………… 42

〔表 3-4〕 絵図・図面一覧…………… 43

〔表 3-5〕 古写真一覧…………… 47

〔表 3-6〕 大角家住宅 主屋及び隠居所の主な修理・改修歴-1…………… 49

〔表 3-7〕 大角家住宅 主屋及び隠居所の主な修理・改修歴-2…………… 50

〔表 3-8〕 大角氏庭園の築造及び改修歴の変遷…………… 50

〔表 3-9〕 大角家住宅 土蔵(米蔵)の修理・改修歴…………… 51

〔表 4-1〕 主屋地区の構成要素の概要…………… 55

〔表 4-2〕 前庭地区の構成要素の概要…………… 57

〔表 4-3〕 主庭地区の構成要素の概要…………… 60

〔表 4-4〕 背景林地区の構成要素の概要…………… 62

〔表 4-5〕 隠居所地区の構成要素の概要…………… 63

〔表 4-6〕 地区区分外(指定地外)の
 本質的価値と密接に関係する要素の概要…………… 65

〔表 6-1〕 主屋地区の保存管理方法…………… 73

〔表 6-2〕 前庭地区の保存管理方法…………… 73

〔表 6-3〕 主庭地区の保存管理方法…………… 74

〔表 6-4〕 背景林地区の保存管理方法…………… 74

〔表 6-5〕 隠居所地区の保存管理方法…………… 75

〔表 6-6〕 想定される現状変更等の取扱…………… 77

〔表 7-1〕 特別公開 入場者数推移…………… 79

〔表 9-1〕 整備の課題 主屋地区…………… 85

〔表 9-2〕 整備の課題 前庭地区…………… 85

〔表 9-3〕 整備の課題 主庭地区…………… 86

〔表 9-4〕 整備の課題 背景林地区…………… 86

〔表 9-5〕 整備の課題 隠居所地区…………… 87

〔表 9-6〕 整備の方法 主屋地区…………… 89

〔表 9-7〕 整備の方法 前庭地区…………… 89

〔表 9-8〕 整備の方法 主庭地区…………… 90

〔表 9-9〕 整備の方法 背景林地区…………… 90

〔表 9-10〕 整備の方法 隠居所地区…………… 91

〔表 10-1〕 運営・体制に関わる連携先一覧…………… 93

〔表 11-1〕 事業の優先基準…………… 94

〔表 11-2〕 事業計画(短期計画)…………… 94

〔表 11-3〕 事業計画(中長期計画)…………… 95

史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画

令和8年（2026）3月

発行・著作 栗東市教育委員会

滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 - 33